

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【会社名】	株式会社AVILEN
【英訳名】	AVILEN Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高橋 光太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目3 - 3 秋葉原ファーストスクエア9階
【電話番号】	03 - 5823 - 4694
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 錦 拓男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目3 - 3 秋葉原ファーストスクエア9階
【電話番号】	03 - 5823 - 4694
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 錦 拓男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月29日開催の当社第6回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第3項を追加するものであります。

2022年9月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定により、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第15条第2項を追加するものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

高橋光太郎、大川遥平、錦拓男、小野種紀の4名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 役員の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額60,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）、監査役の報酬額を年額10,000千円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	44,610	17	-	（注）1	可決 86.93
第2号議案 取締役4名選任の件					
高橋 光太郎	38,841	5,786	-	（注）2	可決 75.69
大川 遥平	43,408	1,219	-		可決 84.59
錦 拓男	43,412	1,215	-		可決 84.60
小野 種紀	40,394	4,233	-		可決 78.72
第3号議案 役員の報酬額改定の件	44,530	97	-	（注）3	可決 86.78

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上